

法務総合研究所研究部報告

8

2000

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した研究調査の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第8号を刊行する。

研究部報告第8号として報告する調査研究は、「犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究」及び「犯罪被害の実態、被害回復状況に関する調査研究」であり、このうち前者は、犯罪加害者である受刑者及び少年院在院者の犯罪被害や被害者に対する意識の特質を見たものである。また、後者は犯罪被害の回復等の実態についての調査結果に基づき、各種犯罪被害の実態を被害回復及び慰謝の程度、刑事処分の内容との関係を調査分析したものである。

近時、我が国では、犯罪被害者問題に対する国民の関心の高まりが見られるところであるが、本報告では、平成11年版犯罪白書において特集した「犯罪被害と刑事司法」の中で記述した上記の調査結果を、より多角的に分析した結果を掲載している。

犯罪被害者に対しては、国などにおいて様々な保護・支援の取組がなされているところではあるが、加害者が被害者に対する謝罪、被害弁償等を行うことを促すよう努めることも求められているといえよう。その意味で、本報告書の加害者である受刑者及び少年院在院者の犯罪被害や被害者に対する意識の分析結果並びに被害回復状況等についての調査分析結果が、加害者側から被害者問題を考える資料及び犯罪被害の回復のための制度を考える資料として、部内はもとより、関係各界において活用されることがあれば、幸いである。

なお、今回の調査研究の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省刑事局並びに矯正局及び矯正施設の関係各位に、心からの謝意を表する次第である。

平成12年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究	滝本幸一	1
	松田美智子	
	小柳浩子	
	立谷隆司	
	栗栖素子	
	兼平優	
	安東美和子	
	濱井浩一	
	橋本三保子	
犯罪被害の回復状況等に関する調査	郷原信郎	149
	吉田研一郎	
	立谷隆司	
	岡田和也	
	橋本三保子	